

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第178号

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中「1,000」を「1,020」に、「400」を「410」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)